

改正

令和3年3月31日告示第65号

令和5年3月29日告示第56号

(目的)

第1条 この要綱は、新婚世帯及び転入者に対し、予算の範囲内で新温泉町民間賃貸住宅家賃助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより、定住及び移住の促進を図り、もって活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 町内に住所を有する婚姻の届出日以後3年未満の世帯で、夫婦の両方又はいずれかが満40歳未満のものをいう。
- (2) 転入者 町内に転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた者で、町内に転入した日以後3年未満かつ満40歳未満のものをいう。
- (3) 民間賃貸住宅 町内に所在する住宅で、新婚世帯の夫婦のいずれか又は転入者と住宅の所有者との間で賃貸契約を締結した自己の居住の用に供するものをいう。ただし、町営住宅、県営住宅等の公的賃貸住宅及び社宅、事業所の寮等の給与住宅並びに3親等以内の親族所有の住宅を除く。
- (4) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等直接的に住宅の賃借料と認められないものを除く。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けすることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新婚世帯の夫婦又は転入者に該当していること。
- (2) 助成対象者が民間賃貸住宅を借り上げて、家賃を負担していること。
- (3) 助成対象者（新婚世帯の場合は夫婦のいずれも）が民間賃貸住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (4) 初回の交付申請日以後5年以上、町内に定住する意思を有する者であること。
- (5) 家賃を滞納していないこと。
- (6) 助成対象者の属する世帯の構成員（以下「世帯構成員」という。）が、町税を滞納していないこと。
- (7) 世帯構成員が公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (8) 世帯構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員がいないこと。
- (9) 世帯構成員が過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、家賃月額から35,000円を差し引いた額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、月額1万円を上限とする。

2 助成金の対象となる家賃は、助成対象者に該当する期間（月の途中で助成対象者に該当する期間が終了する場合はその月まで）のうち通算24か月分を上限とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新温泉町民間賃貸

住宅家賃助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 戸籍謄本の写し等婚姻の届出日と婚姻関係が確認できる書類（新婚世帯の場合）
- (2) 住民票除票又は戸籍附票の写し（転入者の場合。1年以上、連続して町外に住所を有していたことが確認できるもの）
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 定住誓約書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、2回目以降の申請については、既に提出済みの書類の添付を要しない。

3 第1項に規定する申請は、毎年1月から12月までの間の家賃について、その年の4月から12月までの間に行わなければならない。

（決定の通知）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、新温泉町民間賃貸住宅家賃助成金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

（変更の承認）

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、新温泉町民間賃貸住宅家賃助成金変更申請書（様式第4号）に変更内容の分かる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請を承認することを決定したときは、新温泉町民間賃貸住宅家賃助成金交付決定変更通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成の請求等）

第8条 交付決定者は、1月から12月までの家賃について、新温泉町民間賃貸住宅家賃助成金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、翌年2月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 家賃の支払を完了したことが確認できる書類の写し
- (2) 新温泉町民間賃貸住宅家賃助成金交付請求書（様式第7号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、新温泉町民間賃貸住宅家賃助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により、第6条の決定内容を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が助成対象者の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該交付を受けている助成金相当額の返還を命ずることができる。

3 町長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に婚姻の届出をした新婚世帯又は同日以後に町内に転入して住所を有した転入者及び同日以後に負担する家賃について適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づきなされた交付申請に係る助成金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和3年3月31日告示第65号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日告示第56号)

この告示は、公示の日から施行する。